

**デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第39回）
議事要旨**

1. 日時

令和7年11月21日（金）10時00分～11時30分

2. 場所

総務省内会議室及びWEB

3. 出席者

(1) 構成員

三友座長、伊東座長代理、飯塚構成員、大谷構成員、奥構成員、落合構成員、曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員、山本（龍）構成員

(2) オブザーバ

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟

(3) 総務省

山崎大臣官房長、大村大臣官房総括審議官、近藤大臣官房審議官、
佐伯情報流通行政局放送政策課長、根本同局放送技術課長、坂入同局放送業務課長、
吉田同局情報通信作品振興課長、増原同局放送政策課国際放送推進室長、
横澤田同局放送政策課外資規制審査官、佐々木同局放送技術課企画官、
本橋同局放送施設整備促進課企画官、佐々木同局放送業務課企画官、
岡山同局放送コンテンツ海外流通推進室長

(4) ヒアリング

一般社団法人日本民間放送連盟 堀木専務理事
一般社団法人日本民間放送連盟 木村研究所研究統括
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟 高田副理事長
一般社団法人日本コミュニティ放送協会 久田代表理事
一般社団法人日本コミュニティ放送協会 天沼事務局長

4. 議事要旨

(1) 前回会合における構成員コメントの関連データと分析

事務局より、資料39-1に基づき、説明が行われた。

(2) ヒアリング

一般社団法人日本民間放送連盟より、資料39-2に基づき、説明が行われた。

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟より、資料39-3に基づき、説明が行われた。

一般社団法人日本コミュニティ放送協会より、資料39-4に基づき、説明が行われた。

(3) 意見交換

各構成員等から以下の通り発言があった。

【奥構成員】

御説明いただきまして、ありがとうございます。

まず、事務局資料については、前回の検討会での発表からさらに人口構成や波の数について、もう少し詳細な分析をしていただいたということで、やはり人の数という部分での経済規模と、そこにおける波数で割り算するときの1社当たりの売上げがかなり厳しくなっているということかと思います。私の前職である広告会社のスポットでのプランニングやバイイングの経験から申し上げても、仮に全国での発注規模が100であったときに、東京、大阪、名古屋といったように32の電波ブロック別に地区別のスポット予算をアロケーションするわけですが、当然その配分値は、人口の多いところに配分が大きくなり、人口の少ないところに少なくなります。人口減少が続けば、さらにローカル局にとって傾斜配分が厳しくなるということを意味しますので、やはりいろいろ手当てをしていかないと、テレビ離れというところも含めて考えなければいけないことを示唆していると感じました。

次に、民放連の発表のradikoでの代替についてです。これは早急に進めていくべきと思っています。1つ申し添えたい点として、今日の説明は、電波のラジオ放送で聴いている人もいる一方、radikoで聴いている人もあるということで、あくまでも電波のラジオ放送というのをメインにお話をされました。実は首都圏における地下街や、高速道路におけるトンネル内では、電波では届かないけれどもradikoやらじるらじるでは届くという逆転現象が起こっています。

最近目にした情報によれば、高速道路トンネル内のラジオ放送の再放送、トンネルの外から受けて高速道路中のトンネル内でさらに電波を飛ばすという仕組み、これをNEXCO西日本は順次設備をやめる、サービスをやめるという話があります。このことによって、仮にトンネル内の事故時、火災、あるいは突然の災害などがあったときに、ラジオを放送では聞けないということです。逆にradikoでは聞けるということになります。

先ほど堀木専務理事からお話もありましたが、車のダッシュボードに、IPベースのradiko機能をつけるということにどんどん移っていくと考えられますし、トンネル側で再放送をしないのであれば、逆に車内で聞けるようにするという実装がモビリティ側から進むと思うので、スマホを皆持っているのは基本ですが、それ以外に車の中でradikoが聴ける装置をつくるということが、やはり必然的に進んでいくと感じます。そういうことも勘案しますと、かなり早めに、あまねく受信という中の数字の中にradi

ko、らじるらじるを入れていくというのは非常に大事ではないかということです。

さらにradikoのそもそもその発想は15年前から始まって、サイマルというところから始まっていますので、それぞれの電波エリアでのそれぞれの放送がその都度、そのエリアにおいてradikoで聞けるということ、その上にタイムフリーやエリアフリーといった付加機能がついているということで、ほぼラジオの今までの受信機能を全て包含した形で進んでいるので、非常に最適なモデルではないかと感じます。

逆にTVerにおかれましては、10年でキャッチアップをベースにしていて、決してサイマルということを前提にしていないということも含めると、別の議論として、BB代替をどうするのかということになろうかと思います。そういう意味では民放連から御説明のあったユニキャストでやるという意味でのradiko、らじるらじるというのは、実装からここまで普及が進んでいるという意味では、早めに進めていくのが良いのではないかということです。

それから、ケーブルテレビとコミュニティ放送につきましては、やはり平時に使っていただくということを基本にするということが本当に大事なことだと思っています。平時に人、物、金、情報リソースが回るということが、非常時どこまでできるかということにつながると思うので、非常時だけ役割に期待するという、そんな勝手なことはできないわけで、その辺りをどう総務省として支援をしていくかについてぜひ検討していく必要があると感じました。以上です。

【飯塚構成員】

御説明ありがとうございました。民放連の調査について質問をさせてください。

radikoを利用されている方々というのは、携帯電話のネットワーク経由でradikoを聞いているのか、それともWi-Fi経由で聞いているのか、またWi-Fiの場合は、家まではブロードバンドが引かれていて宅内はWi-Fi経由で聞いているのか、もしくは、屋外の公衆無線LANのようなサービスを中心に聞いているのかという、radikoの媒体別の視聴者の内訳について、お聞きしたいと思います。

と申しますのも、これから仮に中継局を廃止する場合には、廃止するエリアというのが、全て携帯電話でカバーされているのか、あるいは、全てブロードバンドでカバーされているのかということも関係してくるかと思いましたので、radikoを聴取されている方々が、どのネットワークを通じて聴取しているのかということを教えてください。

【日本民間放送連盟（木村研究統括）】

御質問ありがとうございます。結論から申し上げますと、そうしたデータは取っていません。本調査は日記式調査ですので、あくまでも記憶に頼って、この時間からこの時間の間はradikoで聞いていたということで、radikoによる聴取の内訳はライブかタイムフリーかという内訳しか聞いていません。

【飯塚構成員】

ありがとうございます。今後もし調査をされることがありましたら、携帯電話のネットワーク経由で聞いているのか、あるいはWi-Fi経由で聞いているのか、屋内で聞いているのか、公衆Wi-Fiで聞いているのかというところを含めて調査していただけだと、それが今後の施策に結びつくのではないかと感じました。

【曾我部構成員】

皆様、御説明どうもありがとうございました。

私からは1点、ケーブルテレビ連盟にお伺いします。15ページの今後に向けてというところで、連携を深めるという観点で2点あるかと思います。1点目、地域の放送事業者の連携というところで、地域の放送事業者により一層の連携が必要とあります。2としまして、地域課題解決に向けた分野横断的な連携の座組の設置というのがありますが、とりわけ1点目に関しては、コミュニティ放送協会にも関わったりもすると思うのですが、それも含めまして、この辺りの連携の現状や、課題の詳細などをもう少し補足的に御説明いただけとありがたいと思いましたので発言させていただきました。よろしくお願ひします。

【日本ケーブルテレビ連盟（高田副理事長）】

曾我部構成員、御質問ありがとうございます。ケーブルテレビ事業者の連携の現状というようなところの御質問だったと思います。

まず、最初の地域放送事業者との連携についてですが、コミュニティFMとケーブルテレビが一緒に経営しているような事業者も非常に多くありますので、コミュニティFMなどにおいてメディア連携というか、メディアミックスという形で、FMとケーブルテレビを活用しながら、より多くの方々に情報提供するというようなことはどんどん進んでいる状況でございます。

また、事例としましては、NHKや民放の事例の話をさせていただきましたが、全国的なケーブルテレビ事業者の状況を見ますと、NHKとの番組の協力体制というのは、各ケーブルテレビ事業者においてかなり進んでいるところでございます。有事の際には、やはり情報をどんどんお互いに提供し合って、そして、細かな情報を住民の方々に伝えるという取組は、既に協定を組みながら対応させていただいているところでございます。

地域における民放の方々との連携というのはまだまだこれからの部分が多いかと思いますが、一部のケーブルテレビ事業者においては、やはり民放と情報提供をし合いながら発信しているという事例も出

てきております。ケーブル事業者とそれぞれの県のNHKや民放の方々と直接対話しながら対応しているというケースが多いので、総務省において色々な声かけなども含めて対応していただくことによって、より一層放送事業者の連携が進むのではないかと思っております。

分野横断的な連携の部分につきましては、ケーブルテレビ事業者は非常に地域に密着しております。例えば、地域の各市、町の行政との連携、また県との連携というのも非常に強く、以前から結びつきがあるという中で、もちろん行政との協定であったり、また、その地域地域の警察、消防、各種団体の方々とも協定を組みながら、有事の際の対応であったり、そういったものがスムーズに行えるようにということで、ケーブルテレビ事業者が旗振り役をしながら対応しているケースは多々あります。とはいっても、ケーブルテレビ事業者によってはなかなかそこが踏み込めてないようなケーブル事業者も多くありますので、こういったものに関しましても、やはり分野横断的な連携をどう進めていくかというものを、国においても考えていただきながら、また、行政や地域の企業・団体、そういったものをより広く集めながら連携していくことによって、よりよい対応ができると思っておりますので、その旗振り役をぜひ総務省において対応していただければスムーズに進むと思います。御協力よろしくお願ひします。

【曾我部構成員】

大変詳細に、どうもありがとうございます。一点だけ、コミュニティ放送協会への関連質問ということになりますが、資料39-4の12ページの②のところで、今の御発言と関わるような気もする記述がありまして、「以前より大きな放送局より情報収集はされるが、コミュニティ放送には何も残らず、搾取されるイメージ」というので割と強い言葉が使われていると思いまして、先ほど民放連加盟社との連携についても御言及があったところですが、こういった記述を拝見すると、連携に色々な課題がありそうな雰囲気も感じるところで、もし可能であれば、コミュニティ放送協会から、この辺りも、今の御発言も踏まえて何かありましたら一言いただければと思います。

【日本コミュニティ放送協会（天沼事務局長）】

JCBA事務局の天沼と申します。よろしくお願ひいたします。

今、曾我部構成員から御質問いただいたことに関しまして、資料4の12ページ記載のところに、搾取されるイメージというかなり強めの表現でということでしたが、実際に私たちからしてみると、各地域、例えば、県単位であったり、それから地域単位であったりというところで、コミュニティ放送事業者以外の、例えばケーブルテレビ業者の方であるとか、あと圏域の放送局の方々と協力関係を結びまして、災害時を中心にして情報連携等の事例がありますが、基本的には大きなメディアのところに地域の情報として声が載ることはありますが、我々の放送に大きなところの内容が載るということはあまりな

く、結局のところは地域の情報を大きなところは集めて放送しており、それが結局、地域の情報を発信しているということになり、大きな放送局が地域の情報を発信しているというところで、我々の名称を出していただくこともありますが、そう考えますとコミュニティ放送は若干エリアが狭いというところもあるので、広域のところで情報を取り上げていただくのはありがたいことではあります、一方的に相手側のタイミングで情報を出しするというようなところでやや強い表現になってしまったところがあるかと思います。ただ、関係性としましては、一方的にそのような部分があるというわけではございませんので、誤解を与えてしまったら申し訳ないとは思います、地域の中では割と協定を結ぶ結ばないに関わらず、災害時においては協力関係を築いて連携をしているという事例はございます。

【曾我部構成員】

どうもありがとうございます。連携自体は大変重要なことかと思いますので、各連携に参加されるステークホルダーの方々が納得した上でWIN・WINの関係になるような形が非常に望ましいのかなと思いました。

【林構成員】

名古屋大学の林でございます。

2点あります、1点目はラジオ中継局のradiko代替についてですが、それに関連して1点教えていただきたい点がございます。

御案内のとおり、radikoについてはエリア制御をかけられていて、原則として放送対象地域と同じ範囲でradikoが使用できるということになっています。radikoのエリア制御というのは民民による調整の結果であって、法令上のルールに基づくものではないと理解しています。もっとも、エリアフリーのradikoサービスは有料のradikoプレミアムで提供されていると理解していますが、AMのFM転換の際に、radiko等によるIPユニキャスト配信で代替する場合、放送の代替を志向する限り、その著作権処理も放送と同程度にシンプルであることが望ましいと考えています。

一方で、著作権法上の権利制限規定としては、当該放送と同じ範囲でのIP再送信をまとめて扱う前提で制度設計されていると理解しています。つまり、radikoのエリア制御は放送対象地域と同じ範囲にネット配信をすることにとどめることで、そういう特例スキームとの整合性も考えて、民民で調整している面もあると理解していますが、一方で、AM・FM転換の際に、radikoと代替するという制度設計を行った場合に、著作権特例を前提とする限り、放送と同じエリアに限定するという要件をどのように位置づけるのかは、今は民民で調整している結果にしかすぎないわけですので、問題になると思っています。この点について民放連とそもそも私の全体のファクトについての理解に誤認があるかもしれません

ので、もし間違っていたら事務局に補足をお願いしたい、というのが1点目です。

それから、2点目は、先ほどの曾我部構成員の御質問に関係しますが、これまでケーブルテレビというのは、地域の防災情報とか安全安心情報、イベント、スポーツ、文化等の情報の発信を行っており、その地域の情報通信インフラの存続を考える上では、ケーブルテレビ固有の地域情報発信機能は非常に大事だと思っています。その際、放送事業者との連携だけでなく、通信事業者との連携はどうなのかということです。例えばNTTは基本的に通信会社ですが、最近DXに非常に力を入れておられ、その意味では地域情報提供機能を有していると理解していますので、その辺り、地域の通信事業者とのさらなる連携の可能性について、何かあれば補足をお願いできればと思います。以上2点でございます。

【佐伯放送政策課長】

事務局でございます。林構成員おっしゃるとおり、radikoについては今まで民民の調整結果等でエリア制限がされていると認識しております。仮に転換するとして、聴取エリアが放送対象地域に限定される場合は、著作権についてこれまでradikoがやっていたようなことがそのまま使えるような部分もあるかと思いますが、ビジネスモデルや対象地域が変わることになれば、何らかの課題が生じ得る可能性には留意しておこうと思っております。以上でございます。

【日本民間放送連盟（堀木専務理事）】

事実誤認ということはないと思いますが、問題意識としてはよく分かります。現在、想定されるのはテレビですので、IPマルチキャストが認められたのと同じように、視聴継続措置としてBB代替を認めようということだったと思います。ではラジオが、それがradikoだったらどうなるのかは、これから課題だと私も思っています。ただ林構成員が指摘されたように、radikoは著作権の許諾の意味では、以前からしっかりとやれているので、そこに煩雑なことが入ってこないようにしなくてはならないとは思います。林構成員と同じ問題意識です。

【日本ケーブルテレビ連盟（高田副理事長）】

林構成員、御質問ありがとうございます。

大手通信事業者との情報発信の連携において、現状としましては、情報発信においての連携というのは、そんなには進んでいる状況ではありません。とはいえ、大手通信事業者との色々な連携は、ケーブルテレビの事業においてたくさん出ております。例えば、大手通信事業者と地域の課題解決に向けて、大手通信事業者の色々なお力を借りながら、ケーブルテレビが地元で対応しているというような事案もたくさん出ております。また、今後考えられるのが、能登地震などでも非常に感じたところですが、通

信の設備がかなり地震によってあちらこちらと断線してしまったというものに対して、同じ通信事業者ですので、その復旧対応においては、NTTやKDDI、ソフトバンク、またケーブルテレビ、そういったところと、復旧に関する事業分担をしながら、復旧に向けての活動することによって、より短期間に復旧ができるというようなところも感じているところです。この辺り、なかなかそれぞれの企業間で対話をするというよりは、その部分においての連携という部分を、やはり国による旗振りで分担、対応ができればよろしいのかなと思っております。今後、ますます通信事業者との連携は図っていきたいと思っております。以上でございます。

【三友座長】

2点目についてですが、私の理解が正しければ、ケーブル通信事業者と大手通信事業者とは、ネットワークの上で競合関係にありますが、中には大手通信事業者のネットワークを使ってケーブルの放送を提供しているようなところもあると伺っております。そういう意味ではケース・バイ・ケースだと思いますが、競争と協調が地域の中で進んでいるのかなと私は理解しております。

【大谷構成員】

民放連に教えていただきたいと思っています。radiko代替について御説明いただいた3ページで、ガイドラインの見直しというか、ラジオ専門のガイドラインの早期成立についての御要望をいただいているところです。もちろんこのガイドラインは9月に公表されたばかりで、視聴継続措置の実施、公表について、ラジオの局については一定の緩和はなされていると理解しているところですが、一体どの部分が地方のラジオ局にとって負担になっているところなのか、具体的に教えていただければと思っております。

視聴者への御説明の期間などについては、一定の期間の短縮なども認められていると思いますが、それ以外の点について、お困りの点の主要な部分について御教示いただければありがたいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【日本民間放送連盟（堀木専務理事）】

大谷構成員、ありがとうございました。

ラジオのことを十分配慮してつくられたガイドラインではないのではないかということを申し上げたまで、資料3ページにニッポン放送の意見として、國の後方支援や自治体への協力要請の明記を求めますと書いてありますが、國や自治体の御助力をいただきたいというのが一番の趣旨です。まだ具体的に詰めているわけではありませんが、最初に申し上げたとおり、テレビのBB代替を前提につくられた

ガイドラインですので、ラジオ社の意見もよく聞いていただければと思います。その前提には、radiko代替の制度化、視聴代替措置としてIPユニキャストの配信を加えていただくことがまずあると思います。やや先走って書いて誤解を与えたかもしれません、こうした意図です。

【大谷構成員】

御説明の趣旨、理解できました。ただ、できましたらradiko代替というところ以外でも、基本的にテレビ局の中継局の廃止についての規定などで、ここはさすがにラジオについての適用が難しいのではないかといった個別具体的な御意見なども、ぜひ民放連の中で取りまとめていただきまして、ぜひ具体的にお話を伺える機会を御用意いただければと思っております。私からは以上でございます。

【日本民間放送連盟（堀木専務理事）】

大谷構成員、御指摘ありがとうございました。承りました。

【三友座長】

ありがとうございます。非常に重要なポイントだと思いますので、御検討のほどよろしくお願ひいたします。

【伊東座長代理】

民放連にお伺いいたしたいと存じます。

資料の3ページに記載のあるテレビ中継局のブロードバンド代替につきましては、3年近い時間かけて検討してきたにもかかわらず、残念ながら日の目を見ない可能性も否定できないように最近感じております。この感じ方が間違っているればよろしいのですが。ただ、ブロードバンド代替の検討に際して、ブロードバンド代替のカバー率は最大でも数%程度にとどまり、大半の視聴者には従来どおり放送ネットワークを介して番組が届けられるというコンセンサスはあったように思われます。これに対して、本日御要望のありましたラジオ中継局のradiko等による代替につきましては、既にradikoのサービスが全国的にかなり普及していることから、そのカバー率はどの程度になると想定されているのでしょうか。代替という限り、その利用は抑制的であるはずですし、また、基幹放送事業者に課されたあまねく努力義務との兼ね合いもあろうかと存じます。こうした観点から、radiko等によるカバー率の上限はどの辺りに設定すべきとお考えなのでしょうか。

なお、私自身はかつてAM局の運用休止に係る特例措置に関する特例措置に關連して、radiko等も代替措置として認めるべきだろうという趣旨の発言をしておりまして、その考えは今も変わっておりません。ただ、少なくと

も現行制度下では、radikoによる代替を際限なく拡大するわけにもいかないのではないかと認識している次第です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【日本民間放送連盟（堀木専務理事）】

伊東構成員、ありがとうございます。BB代替が日の目を見ないということはないのではないかと私も思いますが、余談になります。感想です。

radikoによるカバーを際限なく認めてほしいわけではありませんし、現在、民放連でradikoカバーの上限についてコンセンサスがあるわけでもありません。特に今回は、AM放送のFM転換から始まっていることですが、FM社に関しても、制度の中では排除せずに面倒見てほしいという趣旨を申し上げました。既にFM社はネットワークをつくっていますが、どうしても末端の中継局を維持できないときにradiko代替となると思いますので、際限なくというものではありません。伊東構成員もradikoによる代替措置を認めたほうがよいとおっしゃっているのは非常に心強く感じます。技術の進歩で、ブロードバンド、モバイル通信網の人口カバー率も98%を超えていました。高齢者もスマホをかなり持ついらっしゃることが、政府その他のデータでも明らかになっています。やはりこうした技術の進歩で出てきた新しいインフラを使わなければやっていけない、使うことが合理的だと考え要望を申し上げました。繰り返しますが、際限なく認めてほしいというつもりもありませんし、コンセンサスがあるわけでもありません。

【伊東座長代理】

分かりました。今後の推移を見守ってまいりたいと存じます。

【三友座長】

ありがとうございます。特にAMの鉄塔設備等も含めて非常に設備コストもかかるということでございますので、経営上の費用負担の軽減という観点からも、ぜひ進めるべきことかなと思います。

それでは、以上をもちまして、質疑の時間を終えたいと思います。改めまして、本日御発表いただきました民放連の堀木様、木村様、ケーブルテレビ連盟の高田様、そしてコミュニティ放送協会の久田様に改めてこの場でお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

本日、3社からお話をいただきまして、御説明いただきました内容につきましては、今後の検討の重要な資料になると思います。

以上で終わりになりますが、ここで私から、今後の進め方について1つ御提案をさせていただければと思います。前回の会議におきまして、林構成員から、マスメディア集中排除原則に係るニーズ、あるいはローカルの地域番組にひもづいた放送事業収入に占めるローカルタイムやスポットの収入、あるい

は自社制作番組比率等を把握するために、放送事業者に対してアンケートを実施したらいいのではないかということを事務局に打診をいただきました。先に実施いたしましたローカル局へのヒアリングで得られたローカル局からの御意見、あるいはそういった情報の重要性に鑑みまして、私としても今後の検討に資すると考えますので、事務局におかれましては、ぜひこの点、実施の上、その結果を検討会の場で御発表いただければと思います。

【佐伯放送政策課長】

事務局でございます。ただいま構成員から御検討指示いただきました、これまで構成員方からいただいておりました、各放送事業者のマス排除原則に関する制度改正に係るニーズ、あるいは地域情報の基になるひもづく収入、放送事業収入に占めるローカルタイムやスポットの収入、それから自社制作番組比率等について、地上テレビ事業者の方に対してアンケートをさせていただければと存じます。この検討会には、おそらく多くの放送事業者が傍聴されていると思いますので、この場を借りて、ぜひ御協力のほどよろしくお願ひいたします。

【三友座長】

ありがとうございました。地域の放送局の皆様におかれましては、ぜひとも御協力のほどお願ひいたします。

本日の議題は以上となります、時間等の関係、あるいは後から何か確認したいことが出てきたという場合がございましたら、ぜひ事務局へ御連絡いただければと思います。

【佐伯放送政策課長】

追加の御意見につきましては、28日の金曜日までに御連絡をお願いいたします。

(4) 閉会

事務局より、第40回会合については、別途構成員に案内する旨連絡があった。